

長浜市国土利用計画（案）パブリックコメント結果

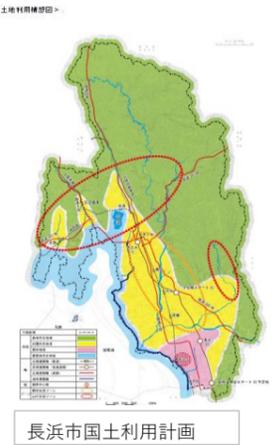
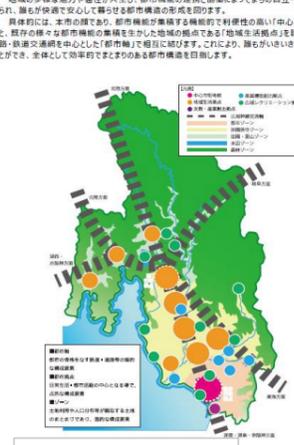
■意見募集期間 令和4年12月22日～令和5年1月23日まで

■意見提出者 1名

■提出意見数 38件

■意見と意見に対する市の考え方

通番	記載ページ	意見	意見に対する市の考え方	担当課
1	-	これでいいのでしょうか、市の基本となる市土の土地利用計画は、市の各個別計画の礎となるもので、各地域で少子高齢化や森林の荒廃、獣害により、よりいっそう前国土計画と本計画との比較からこれで、各個別計画の礎となるのか心配です。 さらに、国土利用計画の見直しが「長浜市総合計画 第3期基本計画」より遅いパブコメで真に個別計画の基礎と言えるでしょうか もっと、市民（特に若者）にとってわかりやすく関心が持てるように解説し、記載いただけないでしょうかお願いします。	ご意見ありがとうございます。 長浜市国土利用計画は長浜市総合計画に合わせて土地利用行政の指針をお示しするものと位置付けています。今年度は、長浜市総合計画第3期基本計画の策定年度であることから、その内容を反映するため、長浜市国土利用計画の見直しを長浜市総合計画よりも意図して後にしています。 「市民（特に若者）にとってわかりやすく関心が持てるように」ということに関しましては、今後の課題として検討を行ってまいります。	政策デザイン課
2	パブコメ案記載なし	『「市民アンケート結果」では、農地について 観光レクリエーションの場などとして有効活用することや、中心市街地周辺の農地については、宅地化を望む意向が多くなっている。』このアンケートの結果が記載された前計画が削除されたことは、目標とされていた利用計画が達成されたのでしょうか 達成されたのならその理由や要因も記述していただいき次のステージへと進むなど記述していただいたらいかがでしょうか	こちらの欄は「3. 土地利用に関わる課題」として課題を整理するものであり、前計画から現在にかけて「農地転用」の課題が無くなったということではありません。よって、「5. 利用区分別の土地利用の基本方向（1）農地」においては、『本市の活力向上に資する地域については、土地利用の転換も含めた計画的な土地利用の検討を行う。』ことを引き続きお示ししています。	政策デザイン課
3	パブコメ案P4	「幹線道路を結ぶ道路ネットワークが形成されておらず、とりわけ、災害発生時には交通網の寸断等により孤立する集落が発生する恐れがある。また、中心市街地においては、木造住宅の密集、狭小な道路幅員による防災面での不安解消や、空き地・空き家の発生に対する防犯面の強化が必要となっている。」と前回同様の記載となっておりますが、平成28年より本市は、住宅・防災等環境改善対策として、狭隘道路の整備を進めていますがこの表現でよろしいのでしょうか	狭あい事業につきましては、平成28年度から令和5年度までの事業として取組み、これまで一定の改善を図ってまいりましたが、依然狭あい道路は多数存在していることから、課題として引き続きお示ししています。	道路河川課
4	パブコメ案P4 パブコメ案記載なし	「一方、北部においても、集落での高齢化が進行しており、更に今後、過疎化の進行や集落の活力低下が懸念される。」との前計画の表現が本計画にも同様に記載されていますが、過疎化対策をする利用計画を明確に示し、新たなまちづくりへと移行しはじめていることを明記すべきではないでしょうか。 例「長浜市過疎地域持続的発展計画」や「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備実施計画」 また、「市民アンケート結果では、中心市街地内の既存施設や空き地の活用等により、都市機能を集約していくことが望まれており」、との前計画が本計画には記載されていませんし中心市街地内の既存施設や空き地の活用等により、都市機能を集約が達成されたのでしょうか、まだまだ空き家が多く、商店街に活性化が戻ったとは感じられませんがこの表現でよろしいのでしょうか	こちらの欄は「3. 土地利用に関わる課題」として課題を整理するものであり、現状の表記とします。 市民アンケートの記載につきまして、ご指摘の点を踏まえまして、下記のとおり修正します。 『 中心市街地内の既存施設や空き地の活用等により、都市機能を集約し中心市街地の無秩序な拡散を抑えた都市構造を形成することが求められる。 』	政策デザイン課 商工振興課 丹生ダム対策室
5	パブコメ案P5	前計画の、『「田村駅周辺整備基本計画」に代表されるような計画的な土地利用を図るなど、良好な市街地を形成する。』が変更され、本計画では、『コンパクトシティの理念に基づいた社会資本の整備による総合的・計画的な土地利用の促進を行う』と記述されていますが前計画の方針は、なくなり市内9駅も市が大きな支援しているのにコンパクトシティの理念に基づき整備される方針展開されるのでしょうか もう少しわかりやすく記載いただけないでしょうか	前計画から、『コンパクトシティの理念に基づいた社会資本の整備による総合的・計画的な土地利用の促進を行う』と記載しています。 『「田村駅周辺整備基本計画」に代表されるような計画的な土地利用を図るなど、良好な市街地を形成する。』という文言を変更し、『中心市街地においては、全市的な高度な都市機能を、周辺地域の生活の拠点においては、地域特性に応じた生活サービス機能等を誘導・集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図るものとする。』としたことにつきましては、地域の実情に応じた土地利用の規制・誘導を、前計画よりも具体的にお示しするためです。	政策デザイン課
6	パブコメ案P5,12	前計画も今計画も「雇用の場の確保による地域活性化を進めるため、企業誘致の適地について検討を行う。」との記述は、成果が10年経っても無いとのことですか、これでは、個別計画も成果無し、と理解してもしかたないとのご判断となりませんか	「成果が無い」ということではなく、重要な施策であることから「今後も継続」して記載するものとご理解ください。	政策デザイン課 商工振興課
7	パブコメ案P7	前計画も今計画も「今後の市政運営に向けた意見交換を行い、地域課題を共有しながら、適切な役割分担のもとに連携を図っていく。」との記述がありますが、市政運営に向けた意見交換を市民の皆様と公開で何時されているのですか、その結果はどのように公開され本計画に反映されていますか 教えていただけないでしょうか	本計画には「広く有識者や各分野で活躍する方々から意見を伺い、今後の市政運営に向けた意見交換を行い、地域課題を共有しながら、適切な役割分担のもとに連携を図っていく。」と記載しています。 本計画は、「長浜市総合計画に即して」土地利用行政の指針を示すものであり、長浜市総合計画審議会や長浜市政「挑戦と創造」の懇話会だけでなく、タウンミーティングなどを通して広くご意見をお聞きしています。また、この度のパブリックコメントも市民の皆さまに開かれた意見交換の場であり、長浜市ホームページにおいて公開をしています。	政策デザイン課
8	パブコメ案P9	前計画も今計画も「工業用地については、地域経済の活性化や雇用の場の確保を図るため、周辺の自然環境、居住環境に配慮し、適切な配置と誘導を図る。」と記述されていますが、個別計画も成果無し、と理解してもよろしいのでしょうか さらに、旧湖北町が示した旧農村地域工業等導入促進法に定められた地域は継続されない方針なのですか教えてください。	工業用地について、土地利用としては近年ほぼ横ばいではあるものの微増傾向が見取れます。中長期的な計画であるため成果は見えづらいものではありませんが、今後とも産業誘導を促進すると定めた区域の活用も含め、工業用地の適切な配置と誘導を図ってまいります。	政策デザイン課 商工振興課
9	パブコメ案P10	「前計画の目標年次は、総合計画の施策を基本にして実施するため、総合計画基本計画の目標年次と同じ平成34年(2022年)とし、目標人口は120,000人をめざすものとする。また、世帯数は、一旦核家族による増加が進行した後、高齢世帯数の減少により40,000世帯程度になると想定する。」とされ、一方で、『 <u>本計画の目標年次は、総合計画の施策を基本にして実施するため、総合計画基本計画の目標年次と同じ令和8年(2026年)とし、目標人口は、新型コロナウイルス感染症の影響により出生数は減少傾向にあるものの、長浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略(長浜市人口ビジョン)における人口展望を参照し、およそ110,000人をめざすものとする。また、世帯数は、一旦核家族による増加が進行した後、高齢世帯数の減少により45,000世帯程度になると想定する。</u> 』とされていますが、前計画の土地利用は、個別計画を含め何が人口減少の原因となったのか、本計画で正しく示した中で、本計画でどのように少しでも改善されるのか記載すべきではないでしょうか、全国では、子育て政策により増加している市もあり、しっかり政策を打っての結果なら市民は納得できるのではないのでしょうか。その点を市民にもわかりやすく記載いただけないでしょうか	本市の人口減少につきましては、18-24歳の間に市外転出した若者が帰ってこないことが一つの要因と捉え、長浜市総合計画第3期基本計画において『長浜に暮らす若者が、現在も、将来も魅力を感じられるまちを創る』考え方の下、4つのまちづくりの重点プロジェクトを位置付けるとともに、NCGs(ながはままちづくり目標)を設定し、本市の持続的な発展を目指してまいります。 長浜市国土利用計画は、長浜市総合計画における施策を実現するために土地利用の指針を幅広い対応が可能なお示し、具体的の方針・施策については個別計画にてお示しすることとしています。	政策デザイン課

通番	記載ページ	意見	意見に対する市の考え方	担当課
10	<p>市土の利用区分ごとの規模の目標現計画：パブコメ案P11</p> <p>(3) 産業・経済活力の活性化：パブコメ案P4</p>	<p>今回の計画でも、「市土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の市土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口や各種計画等を踏まえて利用区分別の土地面積を予測し、市土利用の基本方針を加味して調整を行い定めるものとする。」との記述がありますが、市民は、当該計画では納得されず、新しいリーダーに新たなまちづくりを託されたのにこの前計画と同じ区分で改革が進むのでしょうか。地域区分については、「都市地域、田園共生地域、琵琶湖共生地域、森林共生地域の4地域とする。」から例えば、他市の様に、「北部地区」「西部地区」「中部地区」「東部地区」「南部地区」に区分してしっかりと土地利用計画の指標を示すべきではないでしょうか。その理由の一つとして、記載の中で(3)の産業・経済活力の活性化の中では、「本市の南部では旧長浜市を中心に市街地が形成されており、商業業務施設や工場が立地している。また、中部は田園が広がり、北部は大部分を森林が占め、自然環境に恵まれた地域となっている。しかし既存の商店街では、後継者不足やにぎわいの減少に伴う地域活力の低下などが懸念されている。さらに、一方では、「このため、既存の商店街ではにぎわいづくりの促進とともに、南部においては、周辺環境に配慮した計画的な工業地の確保、中部・北部においては、恵まれた自然環境など地域資源の活用による観光の振興など、付加価値の高いビジネスや身近なところでの雇用の場の確保を通じた産業・経済の活性化が必要となっている。」とされていますが、統一して利用区分の表現をしっかりと示さないで個別計画の指標とならないのではないのでしょうか。その他の理由2つ目に、「滋賀県国土利用計画 - 第五次 - 平成29年3月では、地域別の県土利用の基本方向 ア 地域区分の設定方針 地域区分を定めるに当たっては、土地、水、自然等の県土資源の有限性を踏まえ、土地利用の継続性や動向、人のつながり、地域の特性、共通の課題等を考慮して定める。」とされています。</p>	<p>地域区分については、長浜市総合計画における『将来都市構造』「都市ゾーン」「田園居住ゾーン」「田園・里山ゾーン」「水辺ゾーン」「森林ゾーン」に合わせて行っています。将来的な長浜市総合計画の見直しに際しては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>   <p>(3) 将来都市構造 地域の多様な魅力や個性が共生し、都市機能の連携と協働によってまちの自立・持続が図られ、誰もが快適で安心して暮らす都市構造の形成を目指す。 具体的には、本市の南であり、都市機能が集積する機能的で利便性の高い「中心市街地」と、既存の様々な都市機能の集積を生かした地域の拠点である「地域生活拠点」を設定し、道路・鉄道・交通網を中心とした「都市軸」で相互に結びます。これにより、誰もがいきいきと暮らすことができ、定住として安定的でまちのありのままの都市構造を目指します。</p>	政策デザイン課
11	パブコメ案P12-13	<p>地域別の概要(地域区分)のもう一つの検討案として</p> <p>地域区分は、市土利用の現状、自然的、社会的、歴史的諸条件を勘案して、余呉地域、西浅井地域木之本地域、高月地域、湖北地域、虎姫地域、びわ地域、浅井地域、旧長浜地域の9地域区分とする。地域別の展開方向として、本市においての人口、都市機能等の集積、新産業の集積や中心市街地の活性化などを積極的に推進する一方、市域全体として人口減少が進行していることから、既存市街地における低未利用地の活用や既存ストックの有効活用に配慮し、人口規模に応じたコンパクトプラスネットワークによる質の高い市街地の形成を図るなど地域別に土地利用計画を明確に定め個別計画の役割や機能を併合から10年経ち一行にカイゼンされない土地利用を大胆に大改革する計画に改めれば、いかがでしょうか。改める検討をしない場合市民にその理由を明確にし、その成果をどう市民に公開するのか。示すことも方針を明確にしていただけないでしょうか</p>	<p>長浜市国土利用計画は土地利用行政の指針を示すものであり、具体的には各個別計画で方針や方向性を記載しています。</p> <p>ご提案の「既存市街地における低未利用地の活用や既存ストックの有効活用に配慮し、人口規模に応じたコンパクトプラスネットワークによる質の高い市街地の形成を図る」ということにつきましては、計画(案)5頁[4.土地利用に関わる基本方針(1)人口減少社会に対応した適切な市土管理と市民の豊かさを実現する市土利用]において『地域の実情に応じた土地利用の規制・誘導を図るとともに、コンパクトシティの理念に基づいた社会資本の整備による総合的・計画的な土地利用の促進を行う』と示し、また、個別計画である「長浜市都市計画マスタープラン」において、『集約型多核都市構造』として将来都市構造の考え方をお示ししています。</p>	政策デザイン課 都市計画課
12	パブコメ案P12	<p>今回の計の中に、「JR 田村駅周辺については、「田村駅周辺整備基本計画」に基づき、学術・新産業の集積や生活利便機能の誘導、自然環境との調和を図るなど、南長浜地域の拠点となるまちづくりを行っていく。一方、都市地域内の既存市街地外の市街化を抑制し、メリハリのある土地利用を図る。また、雇用の場の確保による地域活性化を進めるため、企業誘致の適地について検討を行う。(仮称)神田スマートインターチェンジ予定地周辺は、南長浜地域における交通拠点として土地利用の転換を含めた適切な土地利用を行う。」とされていますが、「南長浜地区」はどこを示されているのですか、利用区分と整合していますか。また、本計画でどこの区域を土地利用の転換を含めた適切な土地利用を行うのですか。地図でわかりやすく示していただけませんか</p>	<p>「南長浜地域」につきましては、現在様々な議論を行っている最中であり、具体的なエリアを地図上でお示しできる段階に至っておりません。そのため、検討を行っている地域を文言上「南長浜地域」として記載しています。</p>	政策デザイン課
13	<p>小谷城スマートインターチェンジ周辺：パブコメ案P12</p> <p>(仮称)神田スマートインターチェンジ予定地周辺：現計画記載なし パブコメ案P12</p>	<p>今回の計画で、「小谷城スマートインターチェンジ周辺は、地域の基幹産業である「農」をテーマにしたアグリビジネス拠点として、土地利用の転換を含めた適切な土地利用を行う。(仮称)神田スマートインターチェンジ予定地周辺は、南長浜地域における交通拠点として土地利用の転換を含めた適切な土地利用を行う。」とされていますが、小谷のトマト栽培が、インター付近で適地でないことから分散されていますが、どう「農のビジネス拠点」とされるのでしょうか基幹となる計画で土地利用を誘導されないと後に示されている(仮称)神田スマートインターチェンジも本当に本方針の表現で確実に転換できるのでしょうか、小谷と同じことにはならないのかと心配されます。</p>	<p>小谷城スマートIC周辺の地域産業誘導地区において、市内大麦を活用した食品工場が令和4年7月に操業を開始されました。企業との連携による加工用トマトの栽培については、令和3年度の「小谷城スマートIC栽培実験農場」での実証栽培を踏まえ、令和4年度は同IC周辺において農作物の集積拠点を構え、湖北・びわ地域計2.5haで栽培面積を拡大し取り組みました。こうした出口戦略を持つ企業と農業者等との連携を支援し、今後もICを活用した地域農業の持続的発展を推進していきます。</p> <p>本計画の「土地利用の転換を含めた適切な土地利用を行う」という表現は、土地を「確実に転換できる」ことを示したものではありません。国土利用計画は土地利用行政の指針を示すものであり、実際の土地利用の方向性は各個別計画でお示しします。</p>	農林政策課 道路河川課
14	パブコメ案P13	<p>今回の計画の中で「森林空間を利用した保健休養施設等の整備により、交流の場として活用することで、活力あるまちづくりを進める。」と記述されていますが、どこに交流の場と土地利用を誘導されるのでしょうか その指標をお示しいただけませんか</p>	<p>長浜市国土利用計画は土地利用行政の指針を示すものであり、具体的には各個別計画で方針や方向性を記載しています。</p> <p>長浜市森づくり計画において、『観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林等、市民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進することとします。具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等の多様な森林整備を推進することとします。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。』と記し、高山キャンプ場やウッディバル余呉、山門水源の森などを「森林総合利用施設」としてお示ししております。</p>	政策デザイン課 森林田園整備課

通番	記載ページ	意見	意見に対する市の考え方	担当課
15	パブコメ案P15	今回の計画の中で、「特に、スマートインターチェンジを起点とする高速交通網、幹線道路をはじめとする地域交通網の整備促進や利便性の向上を図る。」との記載がありますが、2つのスマートインターチェンジのどの区域で整備水準をどのようにして向上し、まちづくりの原点となる整備をされるのでしょうか、幹線道路とは、地域交通網がまちづくりの、地域整備施策の推進の起爆となるのでしょうかしっかりとその方向性を示していただけにないでしょうか。また、都市計画道路は何のために計画決定されているのでしょうか 教えていただけないでしょうか	小谷城スマートインターチェンジ周辺は、アグリビジネス拠点として、また、（仮称）神田スマートインターチェンジ予定地周辺を含む南長浜地域では、JR田村駅やスマートインターチェンジ等の交通拠点及び産官学が集積する地の利点を生かしたまちづくりに取り組むため、広域的な人や物の交流を支える高速交通網と地域間連携の骨格となる幹線道路をはじめとする地域交通網を有効活用し、人や物の交流による観光・産業の活性化や地域間交流、定住促進など多面的に地域の活性化を図ります。	道路河川課
16	パブコメ案P17	「大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、適正な土地利用を行う。また、地域住民の意向等、地域の実情をふまえた適切な対応を行うとともに、長浜市総合計画などのまちづくりの総合的な計画、公共施設の整備や公共サービスの管理計画等との整合を図る。」と記載されていますが、大規模な土地転換が可能な場所を示さないで個別計画の樹立が可能なのでしょうか教えてください。さらに、旧びわ町が示していた大規模宅地化計画区域は、実施しないとの判断が市民合意の中決定されたのでしょうか	土地転換につきましては、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律、農地法など様々な法律の規制が関係しており、「可能な場所」と指し示すことが困難であることから本計画においては大きな指針をお示しし、都市計画マスタープランなどの各個別計画のなかで方向性をお示していきます。	政策デザイン課 都市計画課
17	パブコメ案P2	『前回の基本理念の中に「長浜市国土利用計画は、長浜市総合計画に示されためざすまちの姿『新たな感性を生かしみんなで未来を創るまち 長浜の実現を、土地利用の視点から推進していきます。』とされていますが、この10年で何も変化がなく『近年、長浜市の衰退を嘆く声が聞こえてきます。人は長浜市外へ流出し、長浜市の人口減少数は県内で最悪となっています。その要因は長浜市の抱える地域課題によるものではなく、長浜市に「未来図」がなく、市民が将来に「夢」や「希望」を持っていないことにあります。長浜市の将来のためには、リーダーが常に「夢」や「希望」を持てる「未来図」を市民に示して語りかけ、それを実現していかねばなりません。』とご指導いただいております。市民は相違として、誠にその通りだと評価されています。したがって、未来図を描ける市土地利用計画を本、「長浜市国土利用計画」でしっかり示すべきではないでしょうか	本計画は、長浜市総合計画に即して市土の発展を見据えた適正な土地利用を促進するための計画です。「長浜に暮らす若者が、現在も、将来も魅力を感じられるまちを創る」という重点プロジェクトを掲げる長浜市総合計画の「めざすまちの姿」を実現するために必要な土地利用の基本的な方針をお示しています。	政策デザイン課
18	-	『長浜市を「県北の都」に市民に笑顔が満ち、まちが大発展していく「県北の都」です。長浜には夢を持つことが十分可能なのです』と提唱されておられその通りだと思います。それには、本計画で笑顔と夢を持つ都が描けるのでしょうか、未来を見据えた利用図と方針の指標を示すことを市民の皆様は望んでおられるのではないのでしょうか		政策デザイン課
19	-	『「県北の都」を目指すには、長浜市の各分野を思い切って改革することが必要です。個別の改善は誰でも言うことができ、実施することもできます。しかし、長浜市の地位を「県北の都」とするためには、高い視点、大きな視野で全体を捉え、多様な人脈を使って必要な改革を推し進めなければなりません。これが「長浜大改革」です。』との羅針盤を明らかにされており、その通りだと思います。2025年北陸新幹線敦賀開業や北部横断道路の10万㎡のトンネル掘削土をどう活用するかを含め個別のカイゼンを高い視点で示すためにも、本計画をもっと大胆かつ挑戦的に市土の利用を明確に示す時ではないでしょうか	長浜市国土利用計画は土地利用行政の指針を示すものであり、具体的には各個別計画で方針や方向性を記載していくこととします。 「2025年北陸新幹線敦賀開業や北部横断道路の10万㎡のトンネル掘削土をどう活用するか」につきましては、本市だけで方針や方向性を決定できるものではなく、現状は原案のとおりとします。	政策デザイン課
20	-	滋賀県国土利用計画 - 第五次 - 平成29年3月では、「地籍整備は遅れており、土地境界が不明確な状況は土地の有効利用の妨げとなる。さらに、高齢化を背景として、今後も所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、円滑な土地利用に支障をきたすおそれがある。」とされていますが、しかし、本計画の森林の適正管理の項目の中にも特に滋賀県は森林の地籍整備が遅延しているにも関わらず記載しないのか、「地籍を促進する」ことで、森林管理のための基礎条件を整備することが可能となるのではありませんか その指標を示すべきではないでしょうか	長浜市国土利用計画は土地利用行政の指針を示すものであり、具体的には各個別計画で方針や方向性を記載しています。 森林所有者の高齢化や山に対する関心の低下により、境界や所有者不明の森林が増加し、森林施業の実施までに多大な労力を要していることから、長浜市森づくり計画においても、効率的な木材生産の課題として、森林境界の不明な森林の増加を挙げています。このため、森林組合と連携し集落単位の集約化施業を推進し、所有者の把握と境界明確化を図るため、同計画において「森林施業の団地化・集約化の推進」について、「毎年度22団地以上」の目標値の指標を示しています。	森林田園整備課
21	-	滋賀県国土利用計画 - 第五次 - 平成29年3月の中に、「暮らしと産業を支える基盤づくりの必要性 人口減少、高齢化と経済のグローバル化に伴う国際競争の激化が共に進行していく中で、経済成長を維持し、県民が豊かさを実感できる県土づくりを目指す観点から、滋賀県の強みを活かし、生活や生産水準の維持・向上に結びつく県土利用を推進していくことが必要である。輸送機械、化学や電気機械などのマザー工場が立地していることから、今後はグローバル開発拠点としての集積が期待される。また、県内外から人々を引きつけ、人・もの・資金・情報の活発な交流を生み出すことができるよう、地域固有の資源や特性を活用し、付加価値の高いビジネスや魅力ある雇用を創出していくことで地域の活性化を図っていく必要がある。」と記載されており、本市の計画に於いてもどういった企業を何処へどの様に立地させ、暮らしと産業を支える基盤づくりをするのかその指標をはっきり示すべきではないでしょうか	長浜市国土利用計画は土地利用行政の指針を示すものとしております。方針や方向性については個別の計画に示すものですが、産業の高付加価値化や構造変化、工場等の立地動向等をふまえ、産業用地への誘導のあり方並びに企業誘致の適地について検討を進めてまいります。	商工振興課 都市計画課

通番	記載ページ	意見	意見に対する市の考え方	担当課
22	-	滋賀県国土利用計画－第五次－平成29年3月の中に、「道路一般道路については、地域間の交流・連携を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性を確保し、県土の有効利用および安全・安心な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図る」と記載されており、特に本市も、災害時（原子力、雪、自然災害）における輸送の多重性・代替性を確保し安全・安心な生活・生産基盤の整備を進める道路を整備し各地域の連携強化を図りひいては国土強靱化に向かう必要があるのではないのでしょうか それを大きな指標とすることが重要ではないのでしょうか	計画（案）6頁〔4.土地利用に関わる基本方針（2）安全・安心を実現する市土地利用〕において、指針をお示ししています。 道路の具体的な整備については「長浜市道づくり計画」に、また、災害時の緊急輸送道路・避難路の整備については「長浜市地域防災計画」において具体的の方針や方向性を記載しています。	道路河川課 防災危機管理局
23	-	滋賀県国土利用計画－第五次－平成29年3月・（湖東・湖北地域）の中に「名神高速道路、北陸自動車道のスマートインターチェンジが整備され、これらを活かした商工業施設など産業の集積が見込まれる。」と記載してあり本市計画に於いても明確に整備地域を示す必要がないのでしょうか。	長浜市国土利用計画は土地利用行政の指針を示すものであり、具体的には各個別計画で方針や方向性を記載しています。	政策デザイン課 都市計画課 商工振興課 道路河川課
24	-	滋賀県国土利用計画－第五次－平成29年3月・水面・河川・水路 水面の中に「余呉湖などその他の水面についても、水面のもつ多様な機能をふまえ、適切な活用と保全を図る。」との記載を重視する必要はないのでしょうか	計画（案）8頁〔5.利用区分別の土地利用の基本方向（3）水面・河川・水路〕 『水面について、特に、琵琶湖は、多様な生物の宝庫であるとともに、近畿圏の水資源、漁業の生産基盤、さらには観光資源等として、多様な価値を有していることから、将来にわたり、その恩恵を受け継ぐことができるよう、総合的な保全を図る。余呉湖などその他の水面についても、水面のもつ多様な機能をふまえ、適切な活用と保全を図る。』 と、滋賀県国土利用計画と同様に「適切な活用と保全を図る」方針を記載しています。また、「2.地域別の概要（3）地域別の土地利用の方向」や「7.土地の有効利用の促進（3）水面・河川・水路」にも同様に記載しています。	政策デザイン課 道路河川課
25	-	「国土利用計画は、市土の利用に関する長期的なビジョンを示す、総括的な指針となるものです。個別の土地利用を具体的に検討するものではありません。」と意見を出しても回答されると、これまでの回答から推測されますが、市町合併して10年、本市の国土利用計画を基本として各個別計画に大きなまちづくりの成果を得られたことがあるのでしょうか。 したがって、今回の改正は、しっかりと利用計画を明確に示すべきではありませんか もっと他市の先例を学び挑戦と創造の基に計画を立案願いたいと思いますがいかがでしょうか。 例えば、小谷スマートインター設置にともなう活用について、土地利用について様々な提案がありましたが、その先の成果は何処にあるのでしょうか	長浜市国土利用計画は土地利用行政の指針を示すものであり、具体的には各個別計画で方針や方向性を記載しています。	政策デザイン課
26	-	2度の合併をして、本市の土地利用は様々な問題から状況の変化がみられると思います。 少子高齢化を伴う人口減少、中山間地域等における過疎化の進行、生産年齢人口が減少、高齢人口は各地域とも増加し続けており、市内から市外への流出人口は一貫して増加傾向にある。地域の人口定着に欠かせない雇用の面で重要な役割を果たしている製造業を中心とする企業では、緩やかな回復傾向にあったが、2020年に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による影響が懸念されています。 そこで、各地域での土地利用を大胆かつ前向きに示すべきではありませんか、特に、ダム中止に伴う本市としても土地利用を個別計画とは別に、明確に本書に利用計画方針を示すべきではないのでしょうか	長浜市国土利用計画は土地利用行政の指針を示すものであり、具体的には各個別計画で方針や方向性を記載しています。 丹生ダム中止に伴う土地利用につきましては、「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備計画」において、ダムの買取済み用地は、滋賀県が引継ぎ、残存山林については寄付により滋賀県が引受け、道路敷、河川敷、自然保護地に区分し、区分に応じた管理を行うこととしています。	政策デザイン課 丹生ダム対策室
27	パプコメ案P8	農林水産業の従事者の高齢化と後継者・担い手不足などの影響により、遊休農地の発生や森林の粗放化など、農地や森林の持つ多面的機能の低下などが危惧されます、市としての農地のあり方を明確に示すべきではないのでしょうか	本計画8頁〔5.利用区分別の土地利用の基本方向（1）農地〕において以下のとおり方向性を記載しています。なお、具体的な活用と保全につきましては個別計画にて記載することとしています。 『農地は、食料の安定的供給のための生産の場であるため、農産物の長期的な需給動向をふまえ、生産性の高い農業経営を行うことができるよう、農業生産基盤の整備を行う。また、効率的かつ安定的な農業経営体へと集積を進めることで、優良農地の確保を図る。あわせて、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等は、耕作放棄の発生防止及び農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保する。 さらに、化学肥料や農薬の使用量の削減、泥水を流さないような農作業の改善などにより、環境負荷の軽減を図る。また、本市の活力向上に資する地域については、土地利用の転換も含めた計画的な土地利用の検討を行う。』	政策デザイン課 森林田園整備課 農業振興課

通番	記載ページ	意見	意見に対する市の考え方	担当課
28	パブコメ案P7-8	<p>◎農用地 農用地については、耕作放棄等による農地の荒廃を防止し、市土保全等農用地の多面的機能が高度に発揮されるよう配慮する。 また農用地がもつ田園風景などの景観的価値を重視し、環境への負荷軽減に配慮した農業生産の推進を図るとともに、市民の学習活動、交流の場等への活用も図る。さらに、観光・レクリエーション機能との複合が可能な地域においては、今後とも、グリーンツーリズム等の推進による体験農園や観光農園の振興に配慮した土地利用を促進する。ことが大切なのではないのでしょうか</p> <p>◎森林 森林については、国土の保全や水資源の涵養、二酸化炭素の吸収等の公益的な機能や、木材を生産する経済的機能など、多面的な機能を有している。森林のもつ機能を「水源涵養機能」や「山地災害防止、土壌保全機能」などの「快適環境形成機能」、優れた自然美で安らぎをもたらす「保健機能」、木材として利用する上で良好な樹木で構成される「木材等生産機能」、木質バイオマス利用による二酸化炭素排出削減や木材利用による炭素貯蔵などを含む「地球環境保全機能」に区分し、望ましい森林資源の姿に誘導し健全な森林の維持増進を図るとともに、持続可能な森林経営の確立をめざす。さらに森林の地球環境保全機能といった側面も含め、森林の多面的な効果が享受できるようにする。 また、森林の管理については、地籍整備の推進を図るものとするのが大切なのではないのでしょうか。 さらに、全国でも数少ない林業専門の学校が豊富な山林に恵まれているので、より自然に近い環境の中で一から林業を学ぶことで成功している市もあり、こうした自然を活かし学べる機会を創り出す指標を示すのも土地利用計画でないのでしょうか</p> <p>◎水面・河川・水路 水面・河川・水路については、水害等に対する安全性の確保、水資源の有効利用、農業用等の用排水路の適正な管理などにより、適切に維持保全する。 また、水面、河川及び水路の整備に当たっては、自然環境の保全に配慮し、うるおいのある水辺空間の形成と親水性の向上を図るとともに、自然浄化作用、生物の生息・生育の場、都市におけるオープンスペース等多様な機能の維持向上を図る。 大川、余呉川、高崎川、田川、姉川、草野川、土川、長浜新川流域については、気候変動や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して行う治水対策、「流域治水」を推進していくことが必要ではないのでしょうか</p>	<p>◎農地 本計画8頁[5. 利用区分別の土地利用の基本方向(1)農地]において以下のとおり農地の多面的機能の発揮、環境負荷の低減について記載しています。なお、農地を交流の場として活用していただくことにつきましては個別計画にて記載することとしています。 『農地は、食料の安定的供給のための生産の場であるため、農産物の長期的な需給動向をふまえ、生産性の高い農業経営を行うことができるよう、農業生産基盤の整備を行う。また、効率的かつ安定的な農業経営体へと集積を進めることで、優良農地の確保を図る。あわせて、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等は、耕作放棄の発生防止及び農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保する。さらに、化学肥料や農業の使用量の削減、泥水を流さないような農作業の改善などにより、環境負荷の軽減を図る。また、本市の活力向上に資する地域については、土地利用の転換も含めた計画的な土地利用の検討を行う。』</p> <p>◎森林 森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や林地の保全により、望ましい森林への誘導と健全な森林の維持造成を図る必要があります。長浜市森づくり計画において、「地域の目指す森林資源の姿」として、ご意見いただいた森林の有する機能ごとの森林整備および保全の基本方針を掲げています。 地籍調査については、No.20の回答と同様です。 本市の森林を健全な姿で、次の世代に引き継ぐためには、森林づくりの重要性を理解する市民を、様々な世代で育てる必要があります。また、森林の整備を適切に行うためには、意欲ある森林所有者や林業技術を有する林業従事者が必要であり、これら人材の育成が望まれています。長浜市森づくり計画において、「林業従事者の育成」として「市民への森林環境学習の推進、意欲ある森林所有者・グループの育成、林業従事者の育成」にそれぞれ目標値の指標を示しています。</p> <p>◎水面・河川・水路 これまでからも流域治水の推進は行ってきましたが、ご指摘を踏まえ、下記のとおり修正します。 河川については、流域治水をさらに推進し、河川改修により災害対策を進めるとともに、自然環境の保全を図る。また、特に、中心市街地内の河川においては、洪水等に備えた整備を進めるため、必要な用地の確保を行う一方、親水空間の整備等により、水とふれあえる環境の形成を進める。</p>	森林田園整備課 農業振興課 道路河川課
29	現計画P7、8 パブコメ案P8	<p><u>道路については、以下の内容を付け加える必要がないのでしょうか</u></p> <p>①高速道路 神田スマートインター接続道路の整備計画早期策定を求める。</p> <p>②一般道路 生活の利便性向上、生産基盤の拡充及び防災や地域間の交流・連携の拡大とネットワークの強化を促進するため、必要な道路整備を図る。その整備に当たっては、道路の安全性、快適性等の向上及び防災機能の向上並びにライフラインの整備や災害時における公共施設の収容など、道路の多面的機能が発揮できるよう配慮するとともに、長寿命化や適時更新による適切な維持保全を図るほか、環境の保全に十分配慮する。特に市街地の街路においては、歩車分離等による安全安心な歩行者空間を確保し、雪に強く歩行者や高齢者、障害者に優しい道路環境の維持に努め、まちの魅力を高める。</p> <p>③農道 生産性向上並びに農用地の拡大に合わせ必要な用地の確保を図る。農道の整備に当たっては、機械の大型化等に伴う作業効率や、多目的利用に伴う快適性に配慮する。</p> <p>④林道 森林の適正な管理とともに作業効率を高め、保全と林業活成果のための整備推進を図る。</p>	<p>「①高速道路」に対する市の考え方 広域的な人や物の交流を支える高速道路網と地域間連携の骨格となる幹線道路の有効活用を図り、人や物の交流による観光・産業の活性化や地域間交流、定住促進等、地域の活性化を推進するため、ご指摘いただきました(仮称)神田スマートインターチェンジ周辺道路の整備計画につきましては、早期策定を目指します。 「①高速道路」、「②一般道路」のご指摘を踏まえ、下記のとおり修正します。 (道路) 一般道路については、広域的な地域間の交流や連携を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性を確保し、安全で安心な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、長寿命化の視点に基づいた適切な道路空間の維持管理・更新を通じて、既存用地の有効活用を図る。なお、その整備にあたっては、誰もが安全、安心に利用できるよう、バリアフリー化、交通安全対策等を通じて、歩行者・自転車交通等の利便性と快適性の向上を目指すとともに、景観面や環境面に配慮した整備を行う。また、災害等の緊急時や冬期の積雪時において、市民生活に支障をきたさない道路環境の維持に努める。</p> <p>③④農道および林道については、本計画8-9頁[5. 利用区分別の土地利用の基本方向(4)道路]において、以下のとおり掲載しています。なお、具体的な活用と保全につきましては個別計画にて記載することとしています。 『農道・林道については、農林業の生産性向上、農地及び森林の適正な管理を図るため、自然環境に十分配慮した、適切な維持・管理を行う。なお、林道については、既存林道に加え、林業専用道、作業道による路網整備の推進を図る。』</p>	道路河川課 森林田園整備課
30	パブコメ案P18	<p><u>工業用地については、以下の内容を付け加える必要がないのでしょうか。</u> 本市経済の基盤として、産業構造の変化や新たな産業展開に対応した付加価値の高い工業の集積と生産拡大に向け、必要な用地の確保を図る必要があります。特に、知識集約型産業などの集積に必要な用地を確保するとともに、工場跡地の有効利用を促進する必要があるではありませんか。その他の宅地については、市街地の土地利用の高度化や低未利用地の有効活用を図るとともに、既存商店街の高付加価値化を図り、まちなかにおける多様な交流や活動が行われ、歴史と伝統を継承しつつ新たな文化を創造する場としての持続力ある商店街づくりを支援する。</p>	<p>ご意見のあった産業分野については、原案において「産業の高付加価値化や構造変化、工場等の立地動向等をふまえ」としております。特定の産業分野だけでなく、社会経済潮流の変化に合わせて柔軟に対応できるよう、原案どおりとします。 なお、工場跡地(既存工場用地)の有効活用に向けた具体的方法については、長浜市国土利用計画は土地利用行政の指針を示すものであることから、具体的には各個別計画で方針や方向性を記載しています。また、商店街を含む中心市街地のまちづくりの方針につきましても、各個別計画にて方向性を示しています。</p>	商工振興課 都市計画課
31	パブコメ案P12	<p>中山間地域 農林業の施業や、里山などの身近な森林資源の体験・交流など、人と自然の多様な関係の場であり、さらに自然災害の防止や有害鳥獣の対策など重要な機能も併せ持つ場でもあることから、地域活力の維持向上、自然環境の保全双方につながるよう、地域の実情に配慮し適切な土地利用に努めることが必要ではないのでしょうか</p>	<p>中山間地域については、本計画8頁[5. 利用区分別の土地利用の基本方向(1)農地]において、 『農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等は、耕作放棄の発生防止及び農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保する。』と方向性を記載しています。 また、12ページ[2. 地域別の概要(2)地域区分]において、 『琵琶湖北部の中山間地域を山村交流ゾーンに位置付け』とし、「豊かな緑や水がもたらす自然を活かし、訪れた観光客と地域住民との交流促進を図ることにより、地域活性化をめざす。また、居住環境の向上や生活利便施設の整備促進により、住みやすさの向上を図る」"山村交流ゾーン"として位置付けています。</p>	森林田園整備課 農業振興課

通番	記載ページ	意見	意見に対する市の考え方	担当課
32	パブコメ案P13	湖岸沿線 漁業や漁港の持つ経済的機能に加え、各種海洋レクリエーションや交流・野鳥の飛来等学習の場の提供、環境保全等多面的な機能を有していることから、その地域の自然的特性や経済的、社会的現状を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、限られた土地を有効に活用し、地域活力の維持向上につながるよう湖岸のごみ清掃などにより、景観及び多様な生態系等の自然環境の保全に十分配慮し、適切な土地利用に努めることが必要ではないでしょうか	琵琶湖岸沿線の土地利用につきまして、滋賀県が令和2年3月に「みどりとみずべの将来ビジョン」を策定し、琵琶湖周辺において保全を前提としたうえで魅力ある資源の利活用を目指しています。 ご指摘いただいた点を踏まえ、下記のとおり修正します。 (ウ) 琵琶湖共生地域（生活面、観光面などで琵琶湖岸と共生した地域） 琵琶湖岸はもとより、余呉湖岸や竹生島などは、「水」が提供する自然とふれあえる地域であり、景観面や環境面に配慮しながら、憩いの場、交流の場として活用する。 滋賀県の定める「みどりとみずべの将来ビジョン」の方針および土地利用に基づき、魅力ある琵琶湖の資源価値を持続可能な形で保全・利用・活用する。	政策デザイン課
33	-	<u>その他、以下の内容を付け加える必要がないでしょうか。</u> 以上のほか、文教施設、公園緑地、除雪施設や厚生福祉施設等の公用・公共用施設の用地については、住民の生活水準の向上と多様化するニーズを踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。また、施設の整備に当たっては、災害時における安全性の確保と防災機能に配慮する。耕作放棄地については、市土の有効利用、環境や景観保全の観点から再耕地化を努めて推進するとともに、地域の実情に応じて周辺土地利用との調整を図りながら土地利用の転換を図る。風力・太陽光発電等の再生可能エネルギー供給施設の設置については、生活環境、自然環境、歴史・文化的資源等の保全に配慮し、事業者と市民の相互理解のもとで、再生可能エネルギー利用の円滑な推進を行う必要があるのではないのでしょうか	長浜市国土利用計画は土地利用行政の指針を示すものであり、具体的には各個別計画で方針や方向性を記載していくこととします。	政策デザイン課
34	パブコメ案P19	市土利用の総合的マネジメントの中に「 <u>その他、住民等による地域の主体的な取組を促進する。</u> 」との記述がありますが、どう市民の主体的な取組を促進していただけるのでしょうか また、土地利用に関する各種規制措置、誘導措置の活用等を通じた総合的な対応を図る。活力ある市土の創造はどのように本計画が個別計画の手本とするのか示すべきではないのでしょうか	市土利用における“住民等による地域の主体的な取組を促進する”ことについて、個別具体的方法を記載することで有効な手段を狭めてしまう恐れがあるため本計画には記載しません。 また「どのように本計画が個別計画の手本とするのか示すべき」との意見につきまして、国土利用計画における土地利用方針や方向性、ゾーニングなどがこれに当たります。	政策デザイン課
35	パブコメ案P19	市土に関する調査の推進及び成果の普及啓発の中に「 <u>土地利用の実態及び動向を的確に把握して、適切な土地利用の推進を図るため、関連する調査を実施するとともに、関連資料の整備、充実及び管理の適正化を図る。</u> 」との記述がありますが、どのような調査を実施されそれをどう公開していただけるのですかわかりやすく記載いただけないでしょうか	国勢調査や住宅土地統計調査（基幹統計調査）、固定資産税の算定に係る調査や航空測量による基盤地図情報の作成および地目判読など様々な調査を行っており、公開が可能なものについては長浜市ホームページや総務省ホームページ等にて公開しています。 長浜市国土利用計画は土地利用行政の指針を示すものであり、各調査の内容と公開方法については計画内に記載していません。	政策デザイン課
36	パブコメ案P19	市民協働の理念に基づく経営の推進の中に、「 <u>多様な主体の参画による適切な土地利用を推進するものとする</u> 」との記述がありますが多様な主体の参画とは、もう少しわかりやすく記載いただけないでしょうか	「多様な主体」という表現は滋賀県国土利用計画と同様の表現として記載しており、国や県、市町による公的な役割に加え、所有者等、地域住民、企業、他地域の住民など、様々な主体を表しています。 多様な主体の参画について、計画（案）19頁「10. 市民協働の理念に基づく経営の推進」に『所有者等による適切な管理、国や県、市町による公的な役割に加え、地域住民、企業、他地域の住民など多様な主体が、森林づくり活動や農地の保全管理活動への参加や、地元農産品、地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付など、さまざまな方法により市土の適切な管理に参画していく取組を推進する。』とお示ししています。	政策デザイン課
37	-	農振変更の手続き期限が昨年8月末、都市計画の基礎調査が現在、調査のまとめ中であって、これらを含む本計画は、どのように全体のまちづくりの基礎となる本計画の見直しに反映されているのかわかりやすく市民に記載いただきたい。	本計画は、長浜市総合計画第3期基本計画の期間と合わせ令和8年を目標年次としております。ご指摘いただいている調査内容をこちらに反映しているわけではありませんが、長浜市総合計画の「めざすまちの姿」を実現するための土地利用の指針を示しています。	政策デザイン課 都市計画課 農業振興課
38	-	長浜市国土利用計画は、長浜市の将来構想を実現させる礎となるものです。歴史と文化秀吉公が天下を統一した“町”です。その根幹にこれこそ「長浜」というプライドをもってしっかり、全課で議論して、この少子高齢化社会、コロナで激変する経済を活気づけるものにしていただきたい。	ありがとうございます。 本計画は、土地利用に関する上位計画として全庁組織横断的に会議、共有してまいりました。今後とも庁内連携、地域連携をもって長浜市のまちづくりを進めてまいります。	政策デザイン課